

事務連絡
令和5年12月20日

各 国 公 私 立 大 学
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校
各 都 道 府 県 専 修 学 校 各 種 学 校 主 管 課
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 各 種 学 校 主 管 課
厚 生 労 働 省 医 政 局 医 療 経 営 支 援 課
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 擁 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課

御中

文 部 科 学 省
総 合 教 育 政 策 局 生 涯 学 習 推 進 課
高 等 教 育 局 参 事 官 (国 際 担 当)

年末年始及び春節期間における動植物検疫の徹底について（協力依頼）

標題に関して、別添のとおり農林水産省より注意喚起がまいりました。

年末年始及び中国等における旧正月の大型連休である春節を迎え、人や物の動きが一層活発になることが予想されることから、動物検疫所及び植物防疫所では、入国者に対する畜産物・植物の持込み禁止に関する広報、靴底消毒、携帯品及び国際郵便物の検査等を強化するとともに、各地でキャンペーン等の啓発活動を行うこととしており、引き続き家畜の伝染性疾病や植物の病害虫の侵入防止に係る取組について、周知の御協力をお願いするものです。

つきましては、農林水産省からの事務連絡の内容について御確認いただくとともに、外国人留学生等に対して下記の内容を周知いただきますようお願いいたします。

なお、関連情報ホームページにおいても、多言語対応のパンフレット・動画等が掲載されておりますので、周知の際に御活用下さい。

各都道府県におかれては所轄の専修学校及び各種学校（以下「専門学校等」という。）に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専門学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して、周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

（専門学校について）

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室
T E L : 03-5253-4111 （内線 2915）

（大学・短期大学・高等専門学校について）

文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室
T E L : 03-5253-4111 （内線 3360、2518）

事務連絡
令和5年12月15日

文部科学省
総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室長
高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室長

農林水産省消費・安全局
動物衛生課国際衛生対策室長
植物防疫課防疫対策室長

年末年始及び春節期間における動植物検疫の徹底について（協力依頼）

家畜の重大な伝染病であるアフリカ豚熱（ASF）、口蹄疫や果樹等の重大な害虫であるミカンコミバエ種群等の侵入防止に関し、関係省庁の皆様には多大なる御協力をいただいていることに改めて感謝申し上げます。

動物検疫については、日本政府観光局の統計において訪日外客数の上位を占めるアジア諸国でASFの流行が拡大し、植物検疫については、中国・韓国においてりんご・なしの火傷病の発生が拡大するなど、日本への侵入リスクが高まっている状況です。

日本政府観光局の統計によると、本年10月時点で、訪日外客数は新型コロナウイルス感染症拡大後初めて2019年同月を超えました。家畜の伝染病や植物の病虫害の侵入リスクが高いフィリピン、ベトナム及びインドネシアからの旅客についても2019年同月を上回り、本年8月に団体旅行が解禁された中国においても日本への直行便が回復傾向にあります。これから年末年始及び中国等における旧正月の大型連休である春節を迎え、人や物の動きが一層活発になると予想されることから、動物検疫所及び植物防疫所では、入国者に対する畜産物・植物の持込み禁止に関する広報、靴底消毒、携帯品及び国際郵便物の検査等を強化するとともに、各地でキャンペーン等の啓発活動を行うこととしています。

貴省におかれましては、引き続き、家畜の伝染病や植物の病虫害の侵入防止に係る取組に御協力いただくとともに、下記ウェブサイトの情報や別添のリーフレットを参照いただき、外国人留学生に対する周知及び注意喚起に御協力いただきますようお願いいたします。

記

○動物検疫所ウェブサイト

「輸入動物検疫等に係るFAQ」

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/FAQaboutAnimalQuarantine.pdf>

「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へ～のお願い～」

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

「肉製品などのおみやげについて（持ち込み）」

<https://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

○植物防疫所ウェブサイト

「よくあるご質問（海外からの持ち込み編）」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

「植物にも検疫が必要です（旅行者（携行品）」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

「海外から野菜や果物を持ち込む際の規制」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/search/ikuni/index.html>

おや？その植物
持ち込み禁止かも!?



輸入検査を受けずに植物類を持ち込んだ場合には、

3年以下の懲役又は300万円※

以下の罰金が科せられます。

※法人が違反した場合**5000万円**以下の罰金が科せられます。

農林水産省 植物防疫所



植物防疫所Webサイト

春节

时去国外的旅客，请注意！

肉制品

禁止带入日本 肉製品の日本への持込禁止

如有违法行为，
必处罚三年以下徒刑或
300万日元以下罚款。

輸入検査を受けずに持ち込むと、
3年以下の懲役又は300万円以下の
罰金が科せられます。

禁止入境

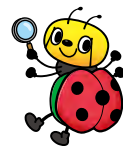


详细是 Web

农林水产省 动物检疫所
農林水産省 動物検疫所

来日するあなたへのお願い

肉製品や果物・野菜等は日本に持ち込めません！



- ・ **国際郵便でも送れません。母国の家族や知人に国際郵便で肉製品や果物・野菜等を送らないように伝えてください。**

(国際郵便で検査を受けていない肉製品、果物・野菜等を受け取った場合は動物検疫所又は植物防疫所に御連絡ください。)

- ・ 海外で使用した汚れた作業着、作業靴、長靴は持って来ないでください。
- ・ 日本に来る前1週間以内に、海外の家畜に触れないでください。また、日本に来てから1週間は、家畜に触れないでください。



- ・ 海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持込みは法律で厳しく制限されています。
- ・ 日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則（3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）の罰金等）の対象になります。
- ・ 悪質な持込みと判断したら警察に通報します。
- ・ 違法な持込みにより、逮捕された人もいます。
- ・ 輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。



農林水産省



動物検疫 植物防疫



○ 手荷物検査への協力ポスター

(日本語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/pdf/pamphlet-35.pdf>

(英語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/pdf/pamphlet-33.pdf>

○ 「来日するあなたへのお願い」のリーフレット（畜産物及び植物輸入関係）

(日本語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-JP.pdf>

(英語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-EN.pdf>

(中国、簡体語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-CN-S.pdf>

(中国、繁体語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-CN-T.pdf>

(韓国語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-KR.pdf>

(ベトナム語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-VN.pdf>

(タガログ語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-PH.pdf>

(タイ語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-TH.pdf>

(モンゴル語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-MN.pdf>

(インドネシア語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-IN.pdf>

(クメール語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-CB.pdf>

(ビルマ語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-MM.pdf>

(ロシア語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-RU.pdf>